

別紙 1

宮古市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮古市地方就職支援金事業及び岩手県地方就職学生支援事業に関し必要に応じ行う報告及び現地調査等について、岩手県及び宮古市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宮古市地方就職支援金交付要綱及びいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
 - (2) 交付の申請をした日（以下「申請日」という。）から1年以内に内定先企業への就業を行わなかった場合 全額
 - (3) 申請日から1年以内に宮古市に転入しなかった場合 全額
 - (4) 就業日から1年以内に職を辞した場合（退職日から3月以内に内定先企業以外の対象企業に就業する場合を除く。） 全額
 - (5) 転入日から3年以内に宮古市から転出した場合（転出の届出をせず転出していた者については、内定先企業への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以内に宮古市から転出した場合）。ただし、転勤を理由とする岩手県内の市町村への転出については、この限りでない。 全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に宮古市から転出した場合（転出の届出をせず転出していた者については、内定先企業への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に宮古市から転出した場合）。ただし、転勤を理由とする岩手県内の市町村への転出については、この限りでない。 半額
 - (7) 報告の求めに応じない場合 全額

別紙 2

宮古市地方就職支援金事業に係る個人情報の取扱い

宮古市は、宮古市地方就職支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。なお、宮古市において、本事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

また、宮古市は、当該個人情報について、岩手県及び他の都道府県において実施する本事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、岩手県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。